



高松市告示第363号

高松市仏生山駅パークアンドライド駐車所の使用料の徴収及び収納に関する業務に係る指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年6月17日

高松市長 大西 秀 人

1 指定公金事務取扱者

アマノマネジメントサービス株式会社 高松営業所  
高松市伏石町2074番地1

2 取り扱う公金の種類

高松市仏生山駅パークアンドライド駐車場の使用料

3 対象施設

高松市仏生山駅パークアンドライド駐車場

4 指定をした日

令和8年4月1日

5 公金事務を委託した日

令和8年4月1日